

習近平政権の言論統制と知識人

2016年7月25日 及川淳子

1. はじめに——問題意識・研究の方向性

◇現代中国の社会、言論空間、政治文化

- (1) 「党内改革派」 ……李銳（元毛沢東秘書）、雑誌『炎黃春秋』、胡耀邦ネットワーク
- (2) 「自由派知識人」 ……劉曉波（2010年ノーベル平和賞）、体制内外の知識人、天安門事件
- (3) 「公民社会（市民社会）」 ……「維權運動」、「憲政運動」、「新公民運動」等

2. 人権問題をめぐる発言と人権擁護の法的根拠

- (1) 2016年6月1日、王毅外交部長の発言

- ・カナダ訪問時の共同記者会見、人権問題に関する記者の質問に対し
「中国人の人権状況を最も理解しているのはあなたではなく、中国人自身だ」
「中国が経済的に貧しく文化的に立ち後れた状態から6億人以上の貧困脱却を実現したことを知っているのか?」、「中国がすでに人権保護を憲法に盛り込んだことを知っているのか?」

- (2) 2009年2月11日、習近平国家副主席（当時）の発言

- ・メキシコ訪問時、現地の華人や華僑を前にした発言
「腹がいっぱいになってやる事のない一部の外国人が、あれこれと我々のあら探しをしている。
中国は革命を世界に輸出していないし、飢餓や貧困も輸出していない。トラブルも起こしていない。
これ以上いいことがあるだろうか」

- (3) 中国における人権擁護の法的根拠

- ①「中華人民共和国憲法」

第33条 中華人民共和国の公民は法律の前に一律に平等である。国家は人権を尊重し、保障する。

第35条 中華人民共和国公民は、言論、出版、集会、結社、行進及び示威の自由を有する。

- ②「国際人権規約」

「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約) 1997年署名、2001年批准

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(B規約) 1998年署名、

3. 習近平の政治課題

- (1) 「中国の夢」 ……中華民族の大きいなる復興

国家の富強、民族の復興、人民の幸福を実現

- (2) 「二つの百年」の奮闘目標

- ・2021年、中国共産党創立百年までに「小康社会」を完成
- ・2049年、新中国成立百年までに近代化を基本的に実現

- (3) 「党的指導」の正当性を確保 + 社会の安定維持 = 現体制の維持

4. 習近平政権の言論統制

(1) 「五不搞」から「七不講」へ

◆「五不搞（5つのやらないこと）」2011年3月18日、吳邦国発言（胡錦濤・温家宝体制）

①多党制はしない、②指導思想の多元化をしない、③三権分立と両院制をしない、④連邦制をしない、⑤私有化をしない → 民主の「制度」を否定

◆「七不講（7つの語るべきからず）」2013年5月、内部通達

①普遍的価値、②報道の自由、③公民社会、④公民の権利、⑤党の歴史的過ち、⑥権貴（特権）資産階級、⑦司法の独立 → 民主の「理念」を否定

(2) 「普遍的価値」論争から「社会主义の核心的価値観」へ

①2007年以降、「普遍的価値」をめぐる大論争

温家宝「科学・民主・法制・自由・人権は資本主義の占有物ではなく、人類が長い歴史において共に追求してきた価値観であり、創造してきた文明の成果である」(2007年2月27日『人民日報』)

②2012年、「社会主义の核心的価値観」

◇中国共产党第18回全国代表大会、習近平総書記就任

国家の建設目標としての「富強、民主、文明、和諧（調和）」

社会の構築理念としての「自由、平等、公正、法治」

国民の道徳規範としての「愛国、敬業（勤勉）、誠信、友善（友好）」

(3) 「法治」を掲げる習近平政権の「法治」による言論統制

①「口袋罪（ポケット罪）」——罪状の拡大解釈や超法規的な措置

・「国家政権転覆扇動罪」、「国家分裂罪」、「国家機密漏洩罪」、「公共秩序騒乱罪」、「騒動挑発罪」

②「違法経営」や脱税などの経済犯罪

③ 2016年4月、「海外NGO国内活動管理法」の制定

5. 言論統制の強化と抑圧対象の拡大

(1) 言論弾圧の深刻化と広範化

・反体制知識人…… 例. 2009年劉曉波懲役11年（胡錦濤・温家宝時代）

・メディア、ネット…… 例. 2013年『南方週末』社説書き替え事件

・社会運動…… 例. 2013年許志永「新公民運動」

・民族問題…… 例. 2014年イリハム・トフティ逮捕

・人権派弁護士…… 例. 2014年浦志強弁護士逮捕、2015年7月弁護士一斉拘束

・NGO関係者…… 例. 2015年フェミニスト拘束事件

(2) 雷洋事件

- ・2016年5月7日、北京在住の雷洋（29歳）が買春容疑で警察の取り調べを受けた際に不審死
- ・雷洋は中国大学修士、政府系環境センターに勤務、妻と生後間もない娘の三人暮らし
- ・雷洋事件は、拡大しつつある中間層に「明日は我が身」という深刻な社会不安をもたらした

(3)『炎黄春秋』停刊事件

- ・2016年7月13日、杜導正社長の高齢を理由に中国芸術研究院が一方的に社長人事を通達
- ・上級部門が編集部を不法に占拠、17日、杜導正是『炎黄春秋』の停刊を発表
- ・『炎黄春秋』事件は、党の長老に対しても容赦ない言論弾圧が行われた象徴となった

6. むすびにかえて

来年の中国共产党第19回全国代表大会に向けて、言論統制はさらに強化されるだろう。今後もしばらくの間は、社会の安定を目的とした取り締まりの強化が、却って社会の不安定をもたらすという悪循環が続くと思われる。

政治の民主化よりも経済発展を優先し、現体制を支持してきた中間層にとって、雷洋事件は大きな衝撃をもたらした。また、『炎黄春秋』事件は、党の改革派長老に対する容赦ない強硬姿勢を決定付けた。いずれも、抑圧の「底線（ボトムライン）」が不明瞭になった象徴的な事件である。

言論統制が強化される中で、現在、知識人たちの「犬儒主義（シニシズム）」や絶望感の蔓延が危機的な状況にある。「中国は遅々として進む」と言われるように、大局的に見れば民主化は必須だが、知識人を取り巻く政治力学にいかなる変数が生じ得るか、辛抱強く見守る必要がある。

(了)

【参考資料】

1. 拙稿「『民主』をめぐる潮流と言論統制」「習近平政権の言論統制」共著、蒼蒼社、2014年。
2. 拙稿「雑誌『炎黄春秋』に見る言論空間の政治力学」「中国リベラリズムの政治空間」共著、勉誠出版、2015年。
3. 拙稿「中国の社会変革における『底線』とは」東京財團、Views on China、2016年2月29日。
<<http://www.tkfd.or.jp/research/china/a20007>>

【講師略歴】日本大学大学院総合社会情報研究科博士後期課程修了、博士（総合社会文化）。外務省在外公館専門調査員（在中国日本大使館）を経て、現在、桜美林大学グローバル・コミュニケーション学群専任講師。専門は、現代中国の社会、特に言論空間に関する研究。主要著書、『現代中国の言論空間と政治文化——「李銳ネットワーク」の形成と変容』（御茶の水書房、2012年）、『現代中国のリベラリズム思潮——1920年代から2015年まで』（共著、藤原書店、2015年）など。